

千葉の園芸

発行所 千葉市中央区市場町 1 - 1
公益社団法人千葉県園芸協会
連絡先 043 (223) 3005
毎月 1 日発行
平成 27 年 9 月号

流通情報

県産農林水産物の輸出促進ガイドラインを策定

流通販売課 販売・輸出促進室 副主査 新居 友明

県では、事業者が輸出に取り組む際の課題解決方法や県の支援策を提示し、事業者が戦略的・効率的に輸出事業を進める上での指針として活用いただくことを目的として、本年 7 月にガイドラインを策定しました。

1 ガイドライン策定の背景

農林水産物の国内市場は、少子高齢化や人口減少などにより、縮小に向かうことが予想されており、本県農林漁業者の経営安定に向け、新規の販路開拓は重要な課題となっています。

一方、東・東南アジアの新興国を中心に富裕層の増加が顕著になっており、また、和食が海外で高い評価を受け、平成 25 年にはユネスコの無形文化遺産に登録されるなど、世界中から注目が集まっています。

2 輸出促進に向けた国や県の動き

このような状況から、新たに輸出に取り組むことで、販路拡大や経営安定化を目指す動きが、全国的に広がっています。

本県においても、トップセールスを契機として、海外への販路拡大に努めており、平成 25 年 12 月策定の「千葉県農林水産業振興計画」においては、「県産農林水産物の輸出拡大」が戦略の柱の一つとして位置付けられました。

3 本県の輸出の現状と課題

しかし、本県では、首都圏に位置するという地理的優位性から、意欲的に輸出に取り組んでいる事業者はまだ少なく、また、北海道や九州などの遠隔産地に比べ、海外での販売促進活動や輸出環境整備において遅れているのが現状です。

加えて、輸出は国内販売との差異や様々なリスク等の課題が存在し、個々の事業者では対応が難しい場合もあります。

4 今後の輸出拡大に向けて

そこで県では、事業者が輸出に取り組むに当たっての課題解決方法や県の支援策を示すとともに、

優位性が発揮できる県産品についての対応方法を整理した、「千葉県産農林水産物の輸出促進ガイドライン」を取りまとめました。

また、別冊として、これから輸出を始めたいと考える事業者向けに、問合せ先や現状などを一問一答方式で回答する、「農林水産物輸出の手引」を作成しました。ガイドラインと併せて、ご活用ください。



マレーシアで販売されている県産サツマイモ。新しい食べ方として「焼きいも」を提案し、好評を得ています。